

京都市女性総合センター条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第65号）（文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課）

次のとおり、京都市女性総合センター（以下「センター」といいます。）について、必要な措置を講じることとしました。

1 事業の明確化

センターにおいて、男女共同参画に関する活動のための施設の提供等の事業を行うことを明確にします。

2 名称の変更

1の措置に伴い、センターの名称を変更します。

改正前	改正後
京都市女性総合センター	京都市男女共同参画センター

3 指定管理者による管理

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にセンターの管理を行わせるために必要な事項を定めることとします。

4 休所日の変更

改正前	改正後
水曜日、毎月の第3日曜日並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで	水曜日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市女性総合センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第65号

京都市女性総合センター条例の一部を改正する条例

京都市女性総合センター条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市男女共同参画センター条例

第1条中「男女があらゆる分野に平等に共同して参画する社会の形成」を「男女共同参画の推進」に改め、「ため、女性の自立と社会参加を促進する活動その他の」を削り、「京都市女性総合センター」を「京都市男女共同参画センター」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「京都市女性総合センター」を「京都市男女共同参画センター」に改め、同条第1号中「女性の自立と社会参加を促進する」を「男女共同参画に関する」に改め、同条第2号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第1号の次に次の5号を加える。

- (2) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供
- (3) 男女共同参画に関する講座、研修等の開催
- (4) 男女共同参画の推進に資する調査及び研究並びに人材育成
- (5) 男女共同参画に関する相談
- (6) 男女共同参画に関する活動を行うもの相互の間の連携及び交流の促進

第12条を削る。

第11条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とする。

第9条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第3条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「市長の承認を得て」を加え、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

別表第1中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、「毎月第3日曜日」を削り、「同月4日」を「同月3日」に、「12月28日」を「12月29日」に改める。

別表第2中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市女性総合センター条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないもの

は、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市男女共同参画センター条例
(以下「改正後の条例」という。)の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

- 3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可
を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものと
みなす。

(関係条例の一部改正)

- 4 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1文化・スポーツ関連施設の項中「女性総合センター」を「男女共同参画
センター」に改める。

附則別表

第4条	第5条
第9条第1項	第10条第1項

(文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課)